

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム アゼリー江戸川

重要事項説明書

(契約書別紙)

様

社会福祉法人○江寿会

重要事項説明書

担当者（生活相談員及び介護支援専門員）

氏 名 北嶋 励伊・佐藤 千穂・上田 智紗登・鈴木 加代子・志村 実重

・サービスの内容

☐居室について

定員2名、4名の多床室の居室となっております。

☐食事の時間について

朝 食 7：00～ 8：00

昼 食 11：30～12：30

夕 食 17：30～18：30

☐入浴について

1週間に最低2回入浴できます。但し健康状態などに応じて特別浴または清拭となる場合があります。

☐介護について

施設サービス計画に沿って食事、入浴、排泄、更衣、体位変換、施設内移動の付き添いなどの介護を行います。

☐機能回復訓練について

訓練室や日常生活の場において機能訓練を行います。

☐生活相談について

常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

☐健康管理について

当施設では医師により随時診察を行います。

☐余暇活動について

月々の誕生日会、納涼祭、敬老会等、季節ごとの行事を行います。

☐看取りへの対応

入所者の看取りについて、医師の診断の下、本人又はご家族の同意を得ながら介護職、看護職などが協働して看取りを行います。また、看取りのために個室を確保しサービスを提供すると共に、職員へ看取りに対する研修を行っていきます。

□特別食（療養食）の提供

医師の判断により療養に必要と認められた場合は療養食を提供します。

□非常災害対策

非常災害その他感染症等の緊急の事態に備え、必要な設備を備えます。

あらかじめ事業継続計画（ＢＣＰ）を作成し、計画に基づき年２回以上の訓練を行います

□事業継続に向けた取り組み

- ①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

□感染症対策

- ①当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。
- ②ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね２月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
 - ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的の実施します。

□ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

□虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④事業所は虐待防止責任者を定めます。

【特養15-12】

□令和6年4月1日以降に入所された方（1日単位で計算した場合の金額）

介護度と所得区分		介護福祉施設 サービス単位数	居住費（多床型）	食 費	1割負担合計	2割負担合計	3割負担合計
要介護度 1	第1段階	582単位	自己負担分により変動有り				
	第2段階		430円	390円	1,455円	2,089円	2,723円
	第3段階①			650円	1,715円	2,349円	2,983円
	第3段階②			1,360円	2,425円	3,059円	3,693円
	第4段階		855円	1,545円	3,035円	3,669円	4,303円
要介護度 2	第1段階	659単位	自己負担分により変動有り				
	第2段階		430円	390円	1,539円	2,257円	3,214円
	第3段階①			650円	1,799円	2,517円	3,235円
	第3段階②			1,360円	2,509円	3,227円	3,945円
	第4段階		855円	1,545円	2,998円	3,696円	4,394円
要介護度 3	第1段階	732単位	自己負担分により変動有り				
	第2段階		430円	390円	1,618円	2,416円	3,214円
	第3段階①			650円	1,878円	2,676円	3,474円
	第3段階②			1,360円	2,588円	3,386円	4,184円
	第4段階		855円	1,545円	3,198円	3,797円	4,794円
要介護度 4	第1段階	802単位	自己負担分により変動有り				
	第2段階		430円	390円	1,695円	2,569円	3,443円
	第3段階①			650円	1,955円	2,829円	3,703円
	第3段階②			1,360円	2,665円	3,539円	4,413円
	第4段階		855円	1,545円	3,275円	4,149円	5,023円
要介護度 5	第1段階	871単位	自己負担分により変動有り				
	第2段階		430円	390円	1,770円	2,719円	3,668円
	第3段階①			650円	2,030円	2,979円	3,928円
	第3段階②			1,360円	2,740円	3,689円	4,638円
	第4段階		855円	1,545円	3,350円	4,299円	5,248円

※計算式

- 【1割負担の場合】 単位数×10.90（数値A・小数点切捨て）×0.9（数値B・保険給付分・小数点切捨て）
数値A-数値B＝介護福祉施設サービス費 1割 負担分
- 【2割負担の場合】 単位数×10.90（数値C・小数点切捨て）×0.8（数値D・保険給付分・小数点切捨て）
数値C-数値D＝介護福祉施設サービス費 2割 負担分
- 【3割負担の場合】 単位数×10.90（数値E・小数点切捨て）×0.7（数値F・保険給付分・小数点切捨て）
数値E-数値F＝介護福祉施設サービス費 3割 負担分

その他の費用について

- ・その他、予防接種料金など実費が発生した場合は当該月の請求に加算させていただきます。
- ・理美容 1回 1,700円

支払い方法について

- ・口座引き落としでお支払い頂きます。（契約書第6条参照）

【特養15-12】

□令和8年8月1日以降料金が一部変更になります（1日単位で計算した場合の金額）

介護度と所得区分		介護福祉施設	居住費（多床型）	食 費	1割負担合計	2割負担合計	3割負担合計
		サービス単位数					
要介護度 1	第 1 段階	582単位	自己負担分により変動有り				
	第 2 段階		430円	390円	1,455円	2,089円	2,724円
				680円	1,745円	2,379円	3,265円
	第 3 段階①		530円	1,420円	2,585円	3,219円	4,344円
	第 4 段階		855円	1,645円	3,135円	3,769円	5,123円
要介護度 2	第 1 段階	659単位	自己負担分により変動有り				
	第 2 段階		430円	390円	1,539円	2,257円	2,724円
				680円	1,829円	2,547円	3,265円
	第 3 段階①		530円	1,420円	2,669円	3,387円	4,105円
	第 4 段階		855円	1,645円	3,219円	3,937円	4,655円
要介護度 3	第 1 段階	732単位	自己負担分により変動有り				
	第 2 段階		430円	390円	1,618円	2,416円	3,214円
				680円	2,748円	2,706円	3,504円
	第 3 段階①		530円	1,420円	2,748円	3,546円	4,344円
	第 4 段階		855円	1,645円	3,298円	4,096円	4,894円
要介護度 4	第 1 段階	802単位	自己負担分により変動有り				
	第 2 段階		430円	390円	1,695円	2,569円	3,443円
				680円	1,985円	2,859円	3,733円
	第 3 段階①		530円	1,420円	2,825円	3,699円	4,573円
	第 4 段階		855円	1,645円	3,375円	4,399円	5,123円
要介護度 5	第 1 段階	871単位	自己負担分により変動有り				
	第 2 段階		430円	390円	1,770円	2,719円	3,669円
				680円	2,060円	3,009円	3,959円
	第 3 段階①		530円	1,420円	2,900円	3,849円	4,799円
	第 4 段階		855円	1,645円	3,450円	4,399円	5,349円

※計算式

- 【1割負担の場合】 単位数×10.90（数値A・小数点切捨て）×0.9（数値B・保険給付分・小数点切捨て）
数値A-数値B＝介護福祉施設サービス費 1割 負担分
- 【2割負担の場合】 単位数×10.90（数値C・小数点切捨て）×0.8（数値D・保険給付分・小数点切捨て）
数値C-数値D＝介護福祉施設サービス費 2割 負担分
- 【3割負担の場合】 単位数×10.90（数値E・小数点切捨て）×0.7（数値F・保険給付分・小数点切捨て）
数値E-数値F＝介護福祉施設サービス費 3割 負担分

その他の費用について

- ・その他、予防接種料金など実費が発生した場合は当該月の請求に加算させていただきます。
- ・理美容 1回 1,700円

支払い方法について

- ・口座引き落としでお支払い頂きます。（契約書第6条参照）

【待養15-12】

□介護保険単位数の内訳

加算項目	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算	認知症高齢者、もしくは介護度4.5の高齢者が一定割合以上入所しており、かつ介護福祉士を一定以上配置している場合	36	40円/1日	79円/1日	118円/1日
個別機能訓練加算	機能訓練指導員により機能訓練を行った場合	12	13円/1日	26円/1日	39円/1日
生活機能向上連携加算	目立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携した場合	200	218円/1回	436円/1回	654円/1回
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4	5円/1日	9円/1日	13円/1日
看護体制加算（Ⅱ）	一定以上の看護職員を配置している場合	8	9円/1日	18円/1日	27円/1日
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師により療養指導が月2回行われている場合	5	6円/1日	11円/1日	17円/1日
常勤医師加算	常勤医師を配置した場合	25	28円/1日	55円/1日	82円/1日
配置医師 緊急時対応加算	・早朝、夜間に緊急時対応した場合 ・深夜に緊急時対応した場合	650 1,300	709円/1回 1,417円/1回	1,417円/1回 2,834円/1回	2,126円/1回 4,251円/1回
夜勤職員配置加算	夜勤帯における手厚い職員配置	13	15円/1日	29円/1日	43円/1日
栄養マネジメント加算	管理栄養士が利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントを行った場合	14	16円/1日	31円/1日	46円/1日
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い利用者に対して、多職種協働で栄養ケア計画を立て、栄養・食事調整等を行って、低栄養リスクが改善した場合	300	327円/月	654円/月	981円/月
再入所時栄養連携加算	医療機関からの退院時に経管栄養や嚥下調整職の新規導入など、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合で、当該医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理に関する調整を行った場合	400	436円/1回	872円/1回	1,308円/1回
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術助言及び指導を月1回以上行った場合	30	33円/1日	66円/1日	99円/1日
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	90	99円/1日	197円/1日	295円/1日
看取り介護加算	・死亡日以前4日以上30日以下 ・死亡日前日及び前々日 ・死亡日	144 780 1,580	157円/1日 851円/1日 1,723円/1日	314円/1日 1,701円/1日 3,445円/1日	471円/1日 2,551円/1日 5,167円/1日
排せつ支援加算	排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働で支援計画を作成し、その計画に基づいて支援した場合	100	109円/月	218円/月	327円/月
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生に係るリスクについて、利用者ごとに関係職種が共同で褥瘡ケア計画を作成し、3月に1回計画を見直すなど、計画的に管理した場合	10	11円/月	22円/月	33円/月
初期加算	入居・長期入院からの退院時から30日算定されます	30	33円/1日	66円/1日	99円/1日
外泊時費用	病院等へ入院した場合及び自宅などへ外泊を認めた場合	246	269円/1日	537円/1日	805円/1日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	ICT機器を使用し業務の効率化を図っている場合	10	11円/1日	22円/1日	33円/1日
科学的介護推進体制加算Ⅰ	科学的根拠に基づいた介護サービスの質向上を目的として、国の介護情報システムを活用した場合。	40	44円/1回	88円/1回	131円/1回
協力医療機関連携体制(1)	入所者の病状急変時等に適切な対応を行うため、協力医療機関と連携体制を構築し、定期的な情報共有及び必要時の診療・入院対応等を行った場合	100	109円/月	218円/月	327円/月
協力医療機関連携体制(2)	入所者の病状急変時等に適切な対応を行うため、協力医療機関と連携体制を構築し、定期的な情報共有及び必要時の診療・入院対応等を行った場合	40	44円/月	88円/月	131円/月

※① 必要に応じて療養食加算（18単位／日）、経口維持加算Ⅱ（400単位／月）などが加算されます。

※② 日常生活継続支援加算はサービス提供体制強化加算Ⅲ（6単位／日）に変更となる場合があります。

※③ 介護職員処遇改善加算Ⅱロは1月あたり別途合計金額に17.2%相当の左記加算が加わります。

【待養15-12】

□緊急時の対応について

利用者の体調の変化など緊急の場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に速やかに連絡します。

【緊急連絡先】

氏 名 _____ 続 柄 (_____)

住 所 〒 _____

電話番号 _____ (_____)

携帯番号 _____ (_____)

メールアドレス _____ @ _____

・相談、要望、苦情などの窓口

相談、要望、苦情などはサービス提供責任者または下記窓口までお申し出下さい。

【サービス相談窓口】

電話番号 03 (5607) 0482

受付時間 月～土曜日 9:00～17:00 担当：相談員

【江戸川区 介護保険課指導係】

電話番号 03 (5662) 0892

【東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課 介護相談窓口担当係】

電話番号 03 (6238) 0177

※上記の重要事項を確認の上本書2通を作成し利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事 業 者

<事業者名> 社会福祉法人 江寿会
特別養護老人ホーム アゼリー江戸川

<住 所> 東京都江戸川区本一色2-13-25

<代表者名> 理事長 磯野 正 印

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____

代 理 人

<住 所> _____

<氏 名> _____

